

午前10時09分開会

○民谷会長 それでは、よろしいでしょうか。

○門口局長 では、お願いいたします。

○民谷会長 それでは、第55回というのは、これはいつからの回数ですか。

○小玉次長 今回から通算です。

○民谷会長 通算ですか。政務活動費交付額等審査会、仕切り直しということですがけれども、議長のご挨拶はもう、下でさせていただきましたので、今あれでしょうか、諮問のほうは写しはもう置いていただいているんですかね、皆様のところに。

○門口局長 はい。机の上に。では、ちょっとそれをごらんいただければと思いますけれども、議長名で諮問をさせていただいておりますものがお手元にお配りしてございますので。

○民谷会長 資料集の一番最初に平成29年7月4日付答申というのがありますけれども、そこにちょっと前回のことが書いてありますけれども、前回は千代田区長から、千代田区議会、当時は政務、もう活動費になったんですかね。政務活動費の交付額についてという諮問を受けて、それに対して答申をさせていただいたという経緯があるわけですが、今回、同じように議長から諮問をいただきましたので、どちらにしろこれから当審査会で議論をしてこの諮問に答えていきたいということになります。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、諮問の内容と政務活動費について、事務局からご説明ありますか。

○小玉次長 それでは、本日お配りしている資料の、まず確認のほうからさせていただきますと思います。

まず、次第で第55回千代田区議会政務活動費交付額等審査会。それで、今、会長からお話がありました、第1回目が平成14年の3月13日に行われておりまして、それが第1回目でございますので、通算で今回55回目ということになります。

それと、2枚目、こちらが資料集、次第があってその次が資料集でございます。それとあとは今後のスケジュールということで案ということでスケジュール（案）のほうを配らせていただいているかと思ひます。

それでは、資料集のほうを最初にまずごらんいただきたいと思ひますが、資料の1番から4番、それから、委員限り資料の資料の①②から、まず説明のほうをさせていただきますと思ひます。

資料集1ページ目をごらんください。資料1ということで、平成29年7月4日、前回の答申のほうの資料でございます。ページをめくっていただきまして、通し番号3ページ目でございます。

答申ということで、平成28年の2月23日からまず諮問を受けていただきまして、これは都合9回にわたり、審査会を開いたというところでございます。

そこで、1番、大きな答申でございますが、(1)の政務活動費の交付額については、月額15万円を据え置く。それと、(2)といたしまして、「政務活動費を充てることができる経費の範囲」（使途基準）の見直しについて、以下の①から④まででございますけれども、見直されたというところでございます。

まず①の「人件費」につきましては、「日常的な事務員の雇用」の禁止を解除すべきであると。「事務員」は、「調査研究等政務活動を補助する職員」に改めるべきであると答

申がございまして、②「会議費」については、原則として飲食を伴うものは廃止。それとページをおめくりいただきまして、通しページの4ページ目でございますが、③の「通信費」で換金可能な郵券の多額の購入は禁止すべき。それと、④「交通費」のうち、鉄道の回数券やタクシー利用にあたっては、乗降地等の記録の管理を厳格化すべき。また、タクシー利用の場合は、他の公共交通機関を利用しなかった理由を明確にするという答申がなされたところでございます。

2番の理由といたしまして、政務活動費の交付額につきましては、23区で比べてみますと、一議員、23区の平均は16万5,435円ということで、千代田区議会は平均を下回っているということで、直ちに政務活動費を一律減額すべきとは必ずしも言えないというお話がありました。

それと、(2)の用途基準の見直しの理由につきましては、①から次のページにわたって④までございましたが、「人件費」については、「事務員」では用途目的が明確とまらない。それと、そのために「調査研究等政務活動を補助する職員」と改めることが制度に合致するものであるということ。それから、都度採用では安定的な人材の確保は困難である。現実的な対応をするために変えるというようなお話でございました。それと、通し番号の5ページ目に行っていただきまして、そういったところから一定期間継続して雇用する「調査研究等政務活動を補助する職員」を認めない理由はないという理由でございました。

それと、②の「会議費」につきましては、区民感情が大切だというお話がありました。政務活動費での飲食を認めることは疑う余地もなく否定的。同じ会合に自費参加する方々との均衡の面からも改める必要があるということでした。それと、このときには、②の一番最後の行になりますが、なお以降でございます。会場を借り上げた議員主催の会合や事務所に代わる場所や会場での茶菓程度の経費までは禁止するものではないということがなされました。

それと③「通信費」、多額の購入は不適切であると。

それと④の「交通費」につきましては、先ほどお話ししたとおり、厳格化する必要があるということで、3番の今後の検討課題とすべき事項につきましては、(1)議員には、政務活動のほか、私的な活動があり、用途によって按分で調整することが合理的とあるというお話でした。

それと、次ページ6ページ目をおめくりいただきまして、(2)「課題別経費」の活用をしやすいするなど、ガイドライン等を作成するべきであるというお話がありました。

(3) 現行の政務活動費でございますが、概算払い、先払いで概算払いをとっていますが、後払い、要は清算払いと言われるものですが、これにつきましても十分に検討すべきだというお話。

それと、最後の(4)につきましては、やはり適宜交付額を見直していくことが必要だというようなものの検討課題として残されたというところでございます。

これが以上前回までのおさらいでございまして、続きまして、資料の2、7ページ目でございますが、先ほどもちょっと触れましたけれども、千代田区につきましては15万円、政務活動費になっておりますが、23区の平均では16万5,435円となっているところでございます。これはおおむね変わっておりませんで、25年以降はこのような形で各

区とも変わっていないというところが現状でございます。参考としまして、国会議員と都議会議員の政務活動費の金額が記載してあります。

○民谷会長 これ、平成28年の12月からというのは何か意味があるんですか。

○小玉次長 これは、すみません、資料をつくっていたのがこの時点ということだったと思います。

○民谷会長 それで、現時点でもこの場合は変わっていないということですね。

○小玉次長 はい。変わってないです。

○民谷会長 はい。

○小玉次長 続きまして、ページをおめくりいただきまして、9ページ目でございます。資料の3、こちらが平成30年10月23日になされました特別区議会議員の議員報酬、期末手当の額の定め並びに千代田区長、副区長及び教育長の給料額の定め方と、特別職、それと議員さんの、議員の皆さんの特別職の皆さん、その報酬額の答申になっております。

ページをめくっていただいて、10ページ、11ページ、12ページ、13ページ目とございますが、13ページ目の改定額というところ、一番下のほうですね、【各改定額】そのアの報酬額月額となっておりますが、それぞれ引き上げをされているというところですよ。

で、ここでお話しすることが、区長、副区長、教育長につきましては、答申されたんですけども、このときに職員の給与が引き下げるといって何か特別区の給与勧告がございまして、人事委員会からの勧告がございました関係で、区長、副区長、教育長につきましては、報酬を上げることなく、条例改正もせずに現行額のままというような状況です。一方、議長、副議長、委員長、副委員長、議員につきましては、改定後の金額で報酬がされているというところでございます。

ページをおめくりいただきまして、14ページ目、期末手当につきましても同じような状況です。それぞれ引き上げの答申がされていますが、区長、副区長、教育長につきましては現行のままというところでございます。

それと、15ページ目でございます。資料の4ですけども、前回、会計整理票を提出すべきだというご意見をいただきまして、ある一つの会派だけ違う形で出してきたんですけども、これに基づきまして会計報告をしてもらっているというような状況でございます。

それと、資料の1から4まではそのような説明なんですけれども、ちょっとページをめくっていただいて、資料①と②というのがございまして、こちらA3判の資料をごらんいただきたいのですが、これ、ちょっとオリジナルの資料になります。

23区のそれぞれの政務活動費と、あとは議員報酬額、それと区長、副区長、教育長の給与をそれぞれまとめているものでございます。それでちょっと千代田のところを見ていただきたいんですけども、千代田の政務活動費のところは15万円となっております。23区比較したところだと12位と。で、指数が1となっていると思います。千代田区が15万円と考えたとして、ほかの区の状況はどうかということで、どんどん中央、港、新宿というふうに見ていっていただきたいんですけども、千代田が15万で1と考えたときに中央は13万で0.87。港は同じですので、1。新宿も同じ15万なので、1

と。文京は14万なので0.93。あくまでもこれは千代田を基準とした場合の指数がばつと、下に書いてあるというところです。指数の2というのが、これが議員報酬額を考えたときの政務活動費で割り返したときの指数をここに書いてあります。

○民谷会長 それぞれの区の議員報酬と政務活動費の率ということですね。

○小玉次長 はい。ということでございます。

で、裏面をめくっていただくと、欄外にそのような説明が書いてありますので、ご参考にさせていただければと思います。

資料②につきましては、先ほど特別職の報酬等審議会のお話をさせていただきましたけれども、その概要をまとめたものでございます。

駆け足で恐縮ですが、以上説明とさせていただきます。

○民谷会長 この資料の関係で、何かご質問ございますか。

政務活動費、資料の①ですね、これの、政務活動費というところの第三者機関による使途内容等の審査の次に、見直しとありますね。金額支給内容等政務活動費の見直し。そこで、予定なしのところと、それから既に実施したというところがあって、既に実施したというところに日付が入っていて、これが現在のところそれぞれの区の状況ということですね。予定なしというのは、今のところそういうことは予定されてない。こういうふうに読めばいいんですかね。そうすると、千代田は比較的最近見直しをしているけど、あと台東も比較的最近ですね、台東とか文京。あ、そうか、目黒も最近変わったんですね。

○門口局長 ここにつきましては、ちょっと各区の回答の仕方にもちょっとよりまして、例えば荒川さんなんかは既に実施したで、平成19年4月29という形になっておりますので……

○民谷会長 そうですよ。

○門口局長 ちょっとそこら辺のところ詳細まではわからないところもございしますが、回答をいただいた内容で、わかる範囲で記載をさせていただいているところでございます。

○民谷会長 そのまま。はい、わかりました。

○本多委員 今の表で議員報酬のこれ二つ欄があるんですけど、これはどういう意味なんですか。議員報酬。例えば千代田では92万1,000円と61万6,000円というのは、

○小玉次長 議長が92万1,000円で、議員が……

○本多委員 ああ、議長と議員ですか。

○小玉次長 はい。61万6,000円ということでございます。

○本多委員 その後の指数というのは、やはりさっきの、例えば議長の報酬、この指数の1.50というのは指数2ですかね、例えば議長は。

○門口局長 指数2のところはあくまでも、その区の議員さんを1にしたときに議長さんは1.5ですよという……

○本多委員 そういう意味ですね。すみません。

○門口局長 ちょっとそこら辺はいろんな指数のとり方があるようですけど、こんな形で作ってみた案です。

○本多委員 なるほど。はい。

○民谷会長 政務活動費と議員報酬の比率というのは、比較的ばらつきがあるんですね。

○門口局長 そうですね。

○民谷会長　そして、議長さんの報酬と議員の報酬というのは、比較的、皆さん同じような数字で。

○門口局長　というのが、これを見ると何となくわかるかなという気が……

○民谷会長　ね、そういう感じですね。

○門口局長　はい、します。大体議員さんが1に対して、議長さん1.5前後で……

○民谷会長　5ぐらいだよ。

○門口局長　大体そんな感じになるのかなと。ちょっとこの表をつくったわけですけども。

○民谷会長　そうですね。政務活動費の額というのは、何か、区によってこんなにばらつきがあるんですね。

資料等について、何かほかに質問とか、ありますでしょうか。

○小玉次長　会長、すみません。私、ちょっと先ほど報酬の説明のところ、議員報酬はこの答申どおり上げたというお話をさせていただいたんですけども、ちょっと私のちょっと勘違いですみません。議員も報酬のほうは答申あったんですけども、現行のままとなっています。すみません。改定額ではなく現行のままでございます。失礼しました。ですので、資料の②を見ていただければ一番わかりやすいかなと思うんですけども、改定の答申はありましたが、全て、区議会議員も区長も副区長も教育長も、現行額のままとなっているということでございます。はい。失礼いたしました。

○民谷会長　はい。よろしいですかね、今の事務局のご説明に対して。

それから、これから諮問をされたことに対して答申に向けてご議論をさせていただくわけですけども、まあ、途中段階でも、いろいろの際におっしゃっていただけると思うんですけども、現段階でこういう資料があったほうがいいのか、今後の進め方についてこういうことがあったほうがいいんじゃないかとか、そういうお話があったらおっしゃっていただけますか。

私のほうで少し事務局にお尋ねをして、これから議論になるかどうかわかりませんが、ちょっと資料としてご用意いただいたものがあって、当面これは委員さんのお手持ち資料ということでお配りをいただいて、またそれが議論で論じられることになるかどうか、ちょっとわかりませんが、とりあえず委員の皆さんにはそれをお配りいただくということでよろしいですか、事務所経費。

〔資料配付〕

○民谷会長　ほかに何かございますでしょうか、資料等につきまして。あ、私はあります。

それでは――それから、スケジュールの点もあれですね、今後また議論の中で適宜。

○小玉次長　はい。そうですね。

○民谷会長　はい。

それでは、議題の（2）に進ませていただいてよろしいでしょうかね。議題の2は平成30年度収支報告についてということでございます。平成30年度の収支報告書の総括表と簿冊をしばらくまた従来のように閲覧していただくんですけども、とりあえず、まず、その前に、前回までにご指摘があった事項について、事務局からご報告があるわけですね。お願いいたします。

○小玉次長　はい。それでは、お配りしました資料の5-1と資料の5-2をごらんいた

だきたいんですが。

○民谷会長 資料の5-1と5-2。

○小玉次長 今回、議題の一つといたしまして、平成30年度の収支報告ということがございますので、まず資料5-1は平成29年度でございます。これはもう、前回、去年もごらんいただいています。資料の5-2につきまして平成30年度の政務活動費の収支報告書の総括表というところでございます。

で、「平成29年度」をつけたのは、平成30年度を見るに当たって、ぜひ参考にもしていただきたいというところをつけております。資料の5-2のほうが平成30年度というところなんですが、こちらのほうを見ていただいてご審議いただければというふうに考えております。

特徴的なところをざっとお話しいたしますと、一番右の欄ですけれども、執行率につきましては、全ての会派が100%ではないということ。それと、中には一切申請もないという会派もあるというところかと思えます。それから、支出額のところの一番左の欄の人員費につきましては、前回答申で変更がされたところなんですけれども、そのような形で使われている会派は限られているというところがございます。

それと、資料の③、こちらが平成29年度の政務活動費収支報告に対する主な審査会意見ということで、実はこの辺も昨年度もう既に見ていただいているのですが、30年度につきましても同じようなところがございまして、まず一番上の会計整理票と、領収額等一覧のところ。会議の閲覧、公開性、わかりやすさに配慮というところで、先ほどご説明申し上げましたが資料4のとおり統一させていただいたというところがございます。

○民谷会長 この会計整理票が実際に使われ始めたのはいつからなんですか、これは。

○小玉次長 今年度。

○高橋庶務係長 ことしの5月です。

○民谷会長 年度のもうスタートから。

○高橋庶務係長 新体制になってからです。

○民谷会長 あ、そうですか。はい。

○門口局長 それなので30年度はこれを使っていないという、そういうことですよ。

○小玉次長 それと、30年度につきましても、⑥の按分に関する自己判断の考え方を明記する。それと、⑦、ニュースレターの印刷、発送が数カ所に出てくるが一括したほうがわかりやすい。同様の意見をいただいております。それと、⑨のところにも関連してきますが、コーヒーとかタクシー代の利用について区民感覚とのずれが見られる。区民の目線から健全なものにすべきである。備品費の購入についてもルールを決めたほうがよいというご意見をいただき、何よりも区民感覚が重要なんだというご意見をいただいたところがございます。

説明につきましては以上でございます。

○民谷会長 はい。じゃあ、あれでしょうかね、皆さんにまた簿冊をちょっと見ていただくということで、よろしいでしょうかね。はい。

じゃあ、30分程度、ちょっとお時間をおとりしますので、それでごらんいただいて。

午前10時40分休憩

午前11時12分再開

○民谷会長 30分経過しましたが、よろしいでしょうかね、とりあえず。まだ2件ほどありますので、ごらんいただくのは、じゃあよろしいでしょうかねとりあえず。

それでは、その次なんですけども、政務調査費についての判決の件について、ちょっとご説明いただきたいと思えますけれども。

○門口局長 会長、その前に何か、今ごらんになったところで何かちょっとお気づきの点があったらご披露いただいて、ちょっと我々も参考にさせていただきますので、何かありましたらお願いします。

○廣瀬副会長 一つは、割と付箋が張ってあって、印刷物の添付漏れという指摘があるんだけど……

○高橋庶務係長 抜かしているところで、最後にきれいにしたいと。

○廣瀬副会長 はい。あとは、領収書、何月何日ごろに入手予定と書いてあって張っていないとか、そういうのがちょっとありました。（発言する者あり）

あと、ちょっと、あ、なるほどなと思ったのは、はがきそのものに印刷をされている、ニュースレターを印刷されている方がいらして。そうすると、1万円以下ではなくて、はがきの必要部数だけはがきを購入されているんだけど、印刷原稿は添付されていて、ああなるほどこれはがきそのものに刷っているんだなというのがわかると。なので、換金用のはがきというふうには疑えないんだろうけど、ほかの方を考えると、実は料金別納で、はがき以外のものに印刷をされていて、それをニュースレターとして、はがきサイズのニュースレターとして発行されている方がいらして、このあたりはちょっと使途基準について、まあ、郵券を大量に購入をしないと申し合わせたのを、使途基準を立てた理由に照らすと、ちょっと再検討の余地があるのではないかと。他方で、割と記念切手でお届けするというのを恐らく意識的にやっていらっしゃるんだろうなという方はいらして、まあその気持ちもわからんではないので、ちょっと悩ましいところではあるなと思いました。

あと最後に、すみません。パソコンとプリンターとウィルス対策ソフトをセットで購入していらして、パソコンは按分されているんだけど残りについてはそのまんまというのを、うーん、まあ、パソコンは按分だよという使途基準になっているのでわかるし、何かどこまでが範囲だということになると、例えばプリンターインクにしても、それじゃあ100%でいいのとか、いろんな理屈にはなるんだけど、やっぱりセットで導入されてパソコンとプリンターとウィルスから守るといってセットで購入されていることも、領収書から見るとわかるので、そうするとこれ、全体で按分なんじゃないかなというものが1点ありました。ちょっとこれも、これから使途基準の中では余りこういうことを細かくやっていくと、すごく、何といひかな、手間がかかるあれで、まあ、そんなに大きな額ではなかったりもするんだけど、何か使途基準とか按分の理屈を立てていった点に照らすとちょっとやむを得ない面もあって、ここは検討の余地ありかなと思いました。

以上です。

○民谷会長 本多委員は何かありますか。

○本多委員 幾つかあったんですけど、整理票がついているんだけど、凶書の購入で整理票の中に品名とかが記入されていないで、漏れているのが幾つかあったりしているんで、それはきちっと書くようにしたらいいかなというふうに思いますね。

あとは、ケータイとかは按分が0.7掛けしているんですけど、これ、基準がそんなの

でしたっけ。

○小玉次長 そうです。

○本多委員 1台で。

○小玉次長 0.7。

○本多委員 0.7。何かちょっと大きな感じがあって、0.7、本当にあるのかなという感じがするんですけど、まあ、基準が0.7になっていけば0.7かなということですね。

あと、会議費で、案内のところに、会費1,000円（軽食代）というふうに書いてあって、事務局のほうも指摘して、これだとちょっとだめなんじゃないのみたいな話になっていますけど。うーん、これはちょっと無理なんじゃないのと言ってしまっていていいかなという感じがしますけどね。分離してくれないという感じがします。

あと、会計帳簿をつけられていて、各期ごとではマイナスになっちゃっているのがあるんですね。次の期で挽回しているというか、だから立てかえているんでしょうかね。そういうような処理もしているということがあるので、それはそれで、よければいいんですけど、1回帳簿がマイナスになっちゃっていたりしているので、どうかなというふうには思ったところです。

あとは、ポイントは一応全部あれですかね、控除しているということでもいいんでしょうかね。付加されているクレジットのポイントとかね。今度消費税で還元してポイントがデータで出てくるので、（発言する者多数あり）うん、確認しておかないとということがあるかもしれないですね。

以上です。

○民谷会長 竹内委員は何かございますか。

○竹内委員 ちょっと、どこの党かは今忘れましたが、薬、料理に関しての本を買って、それを領収書をつけているということは余り関係ないんじゃないかなという感じもしないでもないんですけども、そういうのは……

○門口局長 そうですね。ちょっと用途をよく聞いて、あれしたいと思います。

○竹内委員 今、ちょっと気になりましたね。

それと、よく議員さんが、自分の報告会とか、それから懇親会とかを、夜、よくやりますよね。あのときの経費というのはこの政務活動費に該当するんですか。

○門口局長 そうですね。政治活動に入っていないければ、政務活動費と認められるんですけど、それはそれで。ただ、選挙対策とか政治活動でいろいろな部分で使われる部分が入るとそれはだめですよという形になるのかなと思いますね。だからそういう意味で議会報告みたいな形なら、オーケーですので。

○竹内委員 要するに自分が活動した報告会という……

○門口局長 そうです。区議会で活動する。

○竹内委員 ということなら政務活動費に入る、と。

○門口局長 はい。ただ、それ以外の形で何かいろんなことがまざっちゃうと、それはちょっと控除してもらいますという形になるのかなと思いますけれども。

○小玉次長 うん、そうです。単純な場合……

○竹内委員 もちろん会費を取る分には問題ないわけですか。

○小玉次長 会費を取っているので、一部、それは控除しなきゃいけない。



○高橋庶務係長 それは別に。

○小玉次長 別に。

○高橋庶務係長 ……控除して……

○竹内委員 以上です。

○民谷会長 会費を取るというのもあるんですか。

○高橋庶務係長 資料代として取られたりというのもございますし、一部が政務活動、区政報告会で二部で懇親会みたいなケースもございますので。

○民谷会長 ああ、そういうケースですか。

○高橋庶務係長 それは時間で分けていらっしゃるのかなと思います。明確にきちんと分けることだけはお話しさせていただきました。

○民谷会長 何というんですか、区政活動報告会みたいなので按分してあるんですけど、按分のなぜこれが0.9なのかというのは書いていただくようにはしたんですよ。あれ、そうでなかったですっけ。按分の理由は示していただくというようなことは、前回……

○廣瀬副会長 ええ、前回ありましたね。

○民谷会長 そうですね。0.9とは書いてあるんで、按分の考え方はちょっと書いていなかったりはしましたね。それから、区政活動報告会をやるんで郵送しているんですけど、そこまで按分をかけてあるんですけど、それはそうなんですか。ああ、そうすると、その会の性格が……

○廣瀬副会長 あって、こっちとこっちと。こっちの……

○民谷会長 両方あるから、郵便料金も按分。

○廣瀬副会長 ええ。

○民谷会長 ああ、そうなんですか。

○高橋庶務係長 印刷代から郵送まで、みんな按分されています。

○民谷会長 ふーん、なるほどね。それも0.9とか書いてあるので、考え方としてはそういうことなんですね。わかりました。

なかなか、按分というの難しいですね、そういう意味でね。

○門口局長 本当です。そういう面でいろいろな面で一つの事業の中にそういう政務活動費で使えるものとそうでないものがあったときの、その按分を、例えばペーパーにするものだったらその面積比とか、そういうのである程度わかるかもしれないし、あと、会だったら後半とかいう形で分けることができるのかもしれないけれども、そうじゃないほうはやっぱりいろいろあるかなと思っています。

○民谷会長 そうですね。

○門口局長 そのときに、申し合わせのときに、先ほど携帯電話のお話もありましたけれども、70%を基準としてというような申し合わせみたいなものがあると、そこが一つのよりどころにはなるのかなというふうには思っております。

○民谷会長 そこをご判断いただくケースについては、その判断の考え方というのを示していただくということは、前回の指摘の中では申し上げたんですよ。それをお書きいただくというのは割合大事なことのよう気がするんですけどね。

○本多委員 広報紙だったら面積とかそういうのもあると思いますから、広報紙をつけて、この部分についてはマーカーか何かをやって、これは対象外だと。で、按分のところに面

積比というふうには書けば、もうそれでいいわけじゃないですか。

○民谷会長 そうそうそう。

○本多委員 九十何%、で、対象外のところだけマーカーでしておけば。うん。で、どういうふうにはかったまでは書かなくてもいいと思うんですよ。うん。それがあれば、根拠になるんですよ。

○民谷会長 そうそう。そうですね。考え方さえ出ていけばありがたいと思うんですよ。

○門口局長 そうですね。そうならいいと思います。少し按分の考え方を明確にすると。

○本多委員 うん。今の印刷のやつだったらそのぐらいすぐ書ける、やろうと思えば書けるところじゃないですか。

○門口局長 そうですよ。そのような形で実際やっているんだと思いますけど、その添付しているそういうものがしっかりとあればということかと思えますよね。

○本多委員 ええ。結論だけだと、ちょっとね。

○民谷会長 一言ね、ちょっとお書きいただければ、もう、本当にわかると思うんですけども。はい。

よろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 それじゃあ、ちょっと進めさせていただいて、この判決についてのご説明を初めにお願いできますか。

○小玉次長 はい。それでは、お配りしております資料集の資料④をごらんいただけますでしょうか。事案の概要及び判決主文となっているものでございます。

こちらなんですけれども、5月の16日に判決がございまして、23年度の政務調査費に違法な支出があったとして、区民が区長に対して四つの会派、(1)から(4)までございまして、その4会派に対して返還請求するよう求めた訴訟の判決がございました。

結果でございますが、ページをめくっていただいて裏面でございます。結果として、当時新しい千代田、それと行革クラブに対して返還命令が出ました。

判決主文の1でございますが、新しい千代田につきましては、タクシー代の全額である97万630円。それと、2ですけれども、行革クラブに対してタクシー代の一部である1万2,490円。これを返還するよう判決があったというところでございます。

原告、被告双方から上告がございまして、この判決は確定しました。即日、新しい千代田、それから行革クラブそれぞれ返還がされたということでございます。

参考といたしまして、新聞記事、それぞれ出ておりましたので、そちらのほうを資料として添付しております。

説明は以上でございます。

○民谷会長 ここでは、会派別返還請求額の中に、会議費だとか、そういうのも書かれているんですが、判決は交通費だけなんですね。

○小玉次長 だけでした。はい。

○民谷会長 それで、一つの会派については全額ということですか。

○門口局長 その会派の分の交通費は全額だったということでございます。

○民谷会長 ありがとうございます。

何かご質問ありますか。

○本多委員 ちょっと判決とか、よくは見ていないんですけど、このタクシー代というのはあれですか、一回につきどのぐらいの程度のものなんですか。ワンメーターぐらいのところと違ってところを書いたのかな。

○門口局長 多分、やっぱり区内でここら辺という金額に比べると、やっぱり高かったというところがあったので、普通、区内でちょっと行けば1,000円ちょっとぐらいのところと2,000円ぐらいとか、そんなレベルだったんじゃないかなというふうにちょっと思っておりますけども、それなので、これはちょっと違うんじゃないかという……

○本多委員 違うんじゃないかというところから。

○門口局長 じゃないかなという気がしますけれども。

○本多委員 ああ、なるほど。タクシー代の調査票とかを見ると、緊急のためみたいなのが書いてあったりはするので。うん。まあ、それ以上の細かなことは書いてはいないわけですね。

○小玉次長 そうですね。

○本多委員 うん。それで金額的に、まあ、大体そんなに長く乗ってないなみたいな感じになれば、緊急で行かれたのかなとは思いますが、

○門口局長 そういう意味で、新しい会計整理票のほうは、少しそういう面で必要性とかそういうところと、乗車場所とかは書いてくださいという形に、少ししているところでございます。

○本多委員 うん。ことは言っているんですね。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

それから、その他としてご報告があるんですね。

○小玉次長 はい。そうですね。今後のスケジュール——あ、失礼いたしました。その前に、今後のスケジュールが一番最後になってまいります、本日お配りしております資料の6をごらんいただきたいと思っております。

区議会議員選挙がございまして、新しい構成となっております。会派が9会派、一人会派が6会派という、ちょっと珍しい形なのかなというふうに思っておりますが、そのような形で新しい会派となりました。また、決算会計などにつきましては、会派のメンバーがかわりましたので、本日お配りしております5-1とか5-2のような収支報告がまた来年度はちょっと変わってくるのかなというふうに思っておりますが、情報認識のほうをお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

それと、最後に今後のスケジュールの案をお配りしておりますが、こちらごらんいただけますでしょうか。

本日が9月10日ということで議長から諮問がございまして、30年度の収支報告がございました。次回なんですけれども、11月ごろ、議会の関係がございまして、10月の下旬から11月の中旬ぐらいの間をめどに行いたいと思っております。各会派のほうで代表に来ていただくのか、一堂に会してやるのか、それとも個々にやるのかというのはあるかと思うんですけれども、意見、お話を皆さんに聞いていただいて、今後、最終的な答申が来年の7月ごろ答申していただきたいなというふうに考えておるんですが、その参考

にさせていただければというふうに考えております。

日程のほうは、後日、事務局のほうから皆様にまた送らせていただきますので、そちらをファクスとかメールとかなどで返していただければありがたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○民谷会長 形は決まっていなくても、各会派と私どもとの意見交換会と、そういうことですね。

○小玉次長 そうです。はい。

○門口局長 そういう意味では、今回、諮問が議長のほうから出まして、それについての答申を検討していただく中で、実際、現在の執行状況等をごらんいただきまして、やはり会派によってはそれぞれの執行状況がかなり違って、100%を超えているところもありますけれども、やっぱりまだそこまでも行かないよというようなところもあります。それで、政務活動費の使い方、それが使いにくいものになったらそれはちょっとまずい、いけないのかなというふうなことも考えてございます。そういう面で、当然、今いらっしゃる委員の皆様でいろんな議論をいただく中で、やはり各会派から意見を聞いたほうがよろしいようなことがあれば、次回なりその次あたりでちょっとご意見を聞いていただくというのも一つかなというふうに思っております。

あと、先ほど会長のほうから事務所費の資料等も要求がございまして、こちらのほうも、やっぱり23区かなり事務所費のほうも実際問題は政務活動費からというところもございまして。ただ、本区につきましては、今、申し合わせ事項の中で事務所経費は当面政務活動費の対象外とするというような形になって使っていないという状況になっております。そこら辺についても、多分、会長のほうでそこら辺も検討したほうが良いというような趣旨だと思っておりますので、そういうものにつきましても、委員の皆様でご議論いただき、あと実態面も、ちょっと我々もそういう面では使っていないので把握していないところもございまして、必要があれば、各議員の皆様、会派の皆様にちょっとご意見を聞くというようなことも考えていければという意味で、そういう日程設定をしていければいかがというようなことも含めてのスケジュールでございまして。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

それじゃあ、本日は以上でよろしいでしょうか。

○本多委員 ちょっとこのスケジュールのペーパーで細かいところなんですけど、9月10日諮問となっておりますけど……

○小玉次長 あ、すみません。

○本多委員 諮問自体は7月16日がいいんだよね。

○民谷会長 そうですね。

○門口局長 前回、もう出させていただいておりますので、この諮問はもう日程は、日付はついた日付でございまして。

○本多委員 はい。

○門口局長 それで、次回、そういう面で各意見聴取とかは、ちょっと会長と調整をさせていただいて、行う行わないも含めてやらせていただくような形で、会長、よろしいですかね。

○民谷会長 はい。全体でどうなるかということも、もちろん、進行状況でちょっと変わっ

てくる点もあると思いますし。これは、前回のを多少参考にされているということですかね。

○門口局長 はい。そうです。

○民谷会長 これは必ずしもこのとおりに行くよということではなくて、一つの想定としてということですね。

○門口局長 そうです。そういう中で議論がもっと必要だという形になれば、委員会のほうの日程もふやさせていただくことも当然考えてございますので、よろしく願いいたします。

○民谷会長 はい。ありがとうございました。

それでは、特にほかになければ、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○門口局長 はい。ありがとうございました。

では、日程をまた10月23日から11月13日ぐらいの間で少し調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

午前11時36分閉会